

参加規約

この参加規約（以下「本規約」といいます。）は、シャープ株式会社（以下「主催者」といいます。）と ReGACY Innovation Group 株式会社（以下「協力企業」といいます。）が共同して実施する以下に定めるプログラム（以下「本プログラム」といいます。）への応募および参加に際して、遵守していただく事項を定めています。

本プログラムに参加応募することにより、本規約に同意したものとみなされます。本規約をよく読んだ上で必要事項を記入し、申し込みフォームよりお申込みください。

<対象プログラム>

- ・本プログラム名：SHARP 共創 Program Business Creation
- ・本プログラム期間：2024年8月6日～2025年5月31日（予定）
- ・主催者：シャープ株式会社
- ・協力企業：ReGACY Innovation Group 株式会社

1. 定義

本規約における用語の定義は以下のとおりです。

- (1) 「応募者」とは、本規約に同意して本プログラムへの参加応募をした法人および大学や研究機関等に所属する研究者等をいいます。
- (2) 「参加者」とは、本規約に同意して本プログラムへの参加応募をし、第4条第1項の規定に従い、主催者および協力企業が本プログラムへの参加を認めた応募者をいいます。
- (3) 「提案」とは、第2条で定める本プログラムの目的を満たすために、応募者が考案・作成して提出した一切の提出物（媒体を問わず、文章、スケッチ、図、3Dデータ、CGデータ、写真、音声、動画、ソフトウェアおよびプロトタイピングしたハードウェアならびに本プログラムにおけるプレゼン内容を含みこれに限定されません。）をいい、参加応募時に提出するものと本プログラム期間中に提出するものとを問いません。
- (4) 「知的財産権」とは、発明、考案、意匠、商標、著作物、ノウハウ等の一切の知的財産および当該知的財産にかかる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等の一切の知的財産権をいいます。
- (5) 「既存保有知的財産権」とは、応募者または参加者が本プログラムに参加する以前から保有していた知的財産権をいいます。

2. 本プログラムの目的

本プログラムは、参加者、主催者および協力企業が多様な視点や知識・技術等を持ち寄って共に事業アイデアを創出し、イノベーションを創出することを目的としています。ただし、主催者および協力企業は、本プログラムにおける応募者および参加者の提案すべてについて事業化を検討し、また事業化する義務を負うものではありません。

また、応募者または参加者は、参加応募した時点において、主催者又はそのグループ会社が提案とは独立して、提案と応募作品と同一又は一部共通点のあるコンセプト、アイデア及びデザイン等を既に有しており、これに基づき商品の企画・開発を予定又は着手している場合があることを、予め承諾するものとします。

3. 応募条件

- (1) 本プログラムへの応募条件は、以下のとおりとし、本プログラムへの応募を希望する者は次の各号の条件をすべて満たすこととします。
 - ① 主催者所定の登録申請をすること
 - ② 主催者および協力企業との連絡の任にあたる担当窓口を設置すること
 - ③ 主催者が認める形態の法人または大学もしくは研究機関等に所属する研究者等であること（例えば、大学に所属する研究者等による参加応募の場合、最小の単位として、研究室単位で申し込みが必要になります。その場合、研究室の代表者の同意を得た上でご応募ください。）
 - ④ 反社会的勢力に該当しないまたは密接な関連を有しない等、公序良俗に反していないこと
- (2) 主催者は、1ヶ月前の事前の通知（主催者所定のWEBサイトに掲載する方法を含みます。）を行うことによって、前項に定める応募条件を変更することができるものとします。この場合、主催者は、かかる通知に記載する変更適用日までに変更後の応募条件を満たさなかった応募者の本プログラムへの応募資格を取り消すことができるものとします。当該取り消しがなされた場合、当該応募者は主催者および協力企業に対してこれにより生じた損害等について何らの請求はできないものとします。

4. 本プログラムへの参加

主催者は、応募者を審査（書類選考、第一次面談選考、第二次面談選考が含まれます。）の上、その結果を応募者に通知します。主催者が、第二次面談選考まで進んだ応募者に対し、本プログラムへの参加を認める旨の通知を応募者に行った場合、主催者が当該通知を行った日をもって、応募者は参加者として取り扱われるものとします。参加者は主催者に提示した自己の登録情報に変更が生じた場合には、速やかに当該変更の内容を主催者所定の方法により通知するものとします。

5. 提案に含まれる知的財産権および参加後に生じる知的財産権について

提案に含まれる知的財産権については、以下に定めるとおりとします。

- (1) 提案に含まれる既存保有知的財産権は、応募者または参加者に留保されるものとします。

- (2) 参加者は、提案の中に既存保有知的財産権を含める場合は、主催者および協力企業に対して、本プログラム実施のために、当該参加者の既存保有知的財産権を利用または実施できる非独占的な権利を無償で許諾するものとします。尚、大学や研究機関等に所属する研究者等が参加者となる場合は、当該参加者の中で代表者を選定し、代表者の責任で参加者全員に、主催者および協力企業に対して、本プログラム実施のために、当該参加者の既存保有知的財産権を利用または実施できる非独占的な権利を無償で許諾させるものとします。
- (3) 参加者は、原則、提案の中に第三者の知的財産権を含めることはできません。ただし、参加者が、自己の責任と費用において、参加者、主催者および協力企業が本プログラム実施のために非独占的かつ無償で利用または実施できる権利の許諾を受けた第三者の知的財産権については、この限りではありません。
- 参加者の本プログラムへの参加決定後、本プログラム期間内において、参加者が発明、考案、意匠の創作（以下「発明等」という）をなしたときは直ちに主催者に通知するものとし、参加者と主催者との協議の上、貢献度を考慮した帰属その他の条件等の取り扱いを決定します。
- 参加者は、主催者との協議の上、発明等が参加者単独の帰属となることの確認が取れるまで、単独での出願等の権利化手続きや第三者への実施許諾および移転ができません。当該協議のうえ参加者単独帰属となった当該知的財産権を提案に含める場合、主催者および協力企業に対して、本プログラム実施のために、当該知的財産権を利用または実施できる非独占的な権利を無償で許諾するものとします。
- (4) 本条(1)にかかわらず、参加者は本プログラム期間内および本プログラム終了後において、主催者または協力企業の事前の承諾なく、提案を第三者に開示（インターネット上での開示を含みます。）してはなりません。

6. 提案内容の事業化について

- (1) 参加者は、主催者から提案の事業化の申し入れがあった場合には、提案の事業化に必要なライセンスの付与および必要な情報の開示等について誠意をもって対応するものとします。
- (2) 参加者と主催者とは、提案の事業化に必要な使用許諾、実施許諾、実証実験および開発等協業に関する契約を別途締結するものとします。
- (3) 主催者が提案の事業化を推進するために検討およびコンサルティングを実施する場合であっても、主催者が事業化のための実証実験または開発の主体となることを約束しまたは保証するものではありません。
- (4) 主催者および協力企業は、本プログラムに関連して、主催者もしくは協力企業、またはそれらが紹介する第三者との間で製品やサービスの販売、業務の受託等の対価を得られ

る取引の発生などの参加者に利益が生じること、その他提案の事業化の実現を約束し、または保証するものではありません。

7. 情報の掲載

主催者および協力企業は、提案の概要（参加者の所属する法人・団体の名称や商標・ロゴを含みます。）や本プログラムの様子（個人の容貌が写った記録写真等を含みます。）を、広告宣伝または研究目的のために、ウェブサイト（SNSを含む。）やチラシ、パンフレット等の宣伝販促物に掲載することができるものとし、参加者が法人である場合は法人に所属する個人から、参加者が大学や研究機関等に所属する研究者等である場合は当該所属する機関または当該機関に所属する第三者から、必要な同意取得を得る等、本プログラムの推進にあたり必要な協力を行うものとし、ただし、宣伝販促物を構成する提案の概要および写真等について権利を有する参加者から事前に協議の申し入れを受けた場合には、掲載内容について当該参加者と協議するものとし、

8. 第三者のサービス

本プログラムの応募に際しては、株式会社ベーシック（以下「第三提供者」といいます。）が運営するインターネットサービス formrun（以下「第三者サービス」といいます。）を介し参加応募いただきます。応募者は、本規約とあわせて、第三者サービスに関する利用規約およびプライバシーポリシー等（これらをあわせて以下「第三者サービス利用規約」といいます。）に同意をした上で、本規約および第三者サービス利用規約の定めに従って第三者サービスを利用しなければなりません。応募者は、本プログラムに参加応募することにより本規約および第三者サービス利用規約に同意をしたものとみなされます。第三者サービス利用規約は、第三提供者により適宜変更される場合がありますので、ご注意ください。

第三者サービス利用規約：https://form.run/home/terms_of_service

株式会社ベーシックプライバシーポリシー：<https://basicinc.jp/privacy>

9. 個人情報等の取り扱い

- (1) 応募者および参加者の個人情報は、主催者が取得し、主催者は協力企業に対して本プログラムの準備および運営等に必要範囲内で個人情報の取扱いを委託いたします。
- (2) 主催者および協力企業は、次の場合を除き、応募者および参加者の個人情報を第三者に提供しません。
 - ① 応募者および参加者の同意がある場合
 - ② 法令に基づく場合
 - ③ 人の生命、身体または財産の保護のために必要であって、応募者および参加者の同意を取ることが困難であるとき

- ④ 利用目的の達成に必要な範囲で、個人情報の取り扱いの全部または一部を委託する場合
- ⑤ 合併その他の理由による事業の承継に伴い、個人情報を提供する場合
- ⑥ 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合に、応募者および参加者の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(3) お預かりした個人情報については、主催者の「プライバシーポリシー」

(<https://corporate.jp.sharp/privacy-j.html>) および「お客様情報の取扱いについて」(<https://corporate.jp.sharp/privacy/index-j.html>) に基づき、適切な取り扱いおよび保護に努めます。

(4)主催者は、応募者および参加者の以下の個人情報を以下に定める態様で利用します。

	第二次面談選考まで	第二次面談選考以降
取得する個人情報の項目	<ul style="list-style-type: none"> ・法人名（団体名、大学名等を含みます。） ・所属名 ・役職名 ・氏名 ・メールアドレス ・電話番号 ・提案内容 ・その他本プログラム申込画面にて登録された内容 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第二次面談選考まで」の場面で提供されていない左記項目の情報 ・本プログラム実施会場撮影時に含まれる個人情報（容貌が映った記録写真・画像を含みます。） ・本プログラム実施会場で協力企業が取得し、協力企業が本プログラム運営等のために必要と判断する参加者の個人情報（提案内容を含みます。）
利用目的	<ul style="list-style-type: none"> ・応募者および参加者の確認 ・参加承認のための審査 ・事前連絡事項の通知その他選考に必要な範囲で連絡を取るため 	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者の確認 ・本プログラムにおける審査 ・上記のほか、本プログラム運営等のため ・事業化に向けた検討 ・本プログラムの宣伝、広報活動 ・研究目的
個人情報の管理について責任を有する者	大阪府堺市堺区匠町 1 番地 シャープ株式会社 代表取締役社長執行役員 兼 CEO 沖津雅浩	

(5) 個人情報の共同利用について

主催者は、上記の利用目的を達成するために、個人情報を以下のとおり共同して利用いたします。

- ①共同利用する個人情報の項目：法人名（団体名、大学名等を含みます。）、氏名、所属名、役職名、電話番号、メールアドレス、提案内容等
- ②共同して利用する者の範囲：主催者の関係会社 (<https://corporate.jp.sharp/privacy/priv-group.html>)
- ③利用する者の利用目的：提案内容における事業化に向けた検討
- ④共同利用する個人情報の管理責任者：
シャープ株式会社
住所：〒590-8522 大阪府堺市堺区匠町1番地
代表者：代表取締役社長執行役員 兼 CEO 沖津雅浩
- ⑤個人情報の取得方法：口頭（面談、電話等）、電子メール、書面（ウェブ上の入力フォーム等電磁的記録によるものを含みます。）等

(6)本プログラム実施の結果、参加者の提案が主催者により事業化される場合、当該事業化のために必要な参加者の個人情報の取得およびその取扱いについては主催者と参加者との間にて締結される契約により定めるものとします。協力企業は当該契約等の内容について一切関与しないものとします。

(7)本プログラムにおける応募者および参加者の個人情報に関するお問い合わせについては、主催者の「個人情報に関するお問い合わせについて」(<https://corporate.jp.sharp/privacy/inquiry.html>) のお問い合わせ窓口までご連絡ください。

(8)情報収集モジュールの利用について

主催者は、本プログラムの応募・利用状況の計測・分析・改良のため、本プログラムの機能とは独立した、第三者（日本国内に所在する第三者に限らず、日本国外に所在する第三者も含みます。）による情報収集モジュールを利用します。情報収集モジュールは、個人を特定する情報を含むことなく応募者および参加者の応募・利用状況に関する情報を自動的に収集し、情報収集モジュールの提供者（以下「提供者」といいます。）に送信します。なお、情報収集モジュールの提供者に送信された情報は、各提供者の定めるプライバシーポリシーその他の規定に基づき管理されます。主催者が利用する情報収集モジュールは次のとおりです。

「formrun」サービス

・提供者の名称

株式会社ベーシック

〒102-0082 東京都千代田区一番町 17-6 一番町 MS ビル 2

- ・収集される情報

ブラウザ情報、デバイス情報、位置情報、利用者のアクセス情報、閲覧情報等

- ・利用目的

「formrun クッキーポリシー」 <https://form.run/home/cookie> に掲げる利用目的に使用します。

- ・上記提供者のプライバシーポリシーの URL

「株式会社ベーシックプライバシーポリシー」 <https://basicinc.jp/privacy>

「formrun クッキーポリシー」 <https://form.run/home/cookie>

Google アナリティクス

- ・提供者の名称

Google LLC

- ・収集される情報

クライアント ID、IP アドレス、閲覧ページ URL、リファラー、デバイスタイプ、オペレーティングシステム、ブラウザタイプ、利用言語、画像解像度

- ・利用目的

ウェブサイトのパフォーマンスを分析し、改善に役立てるため、応募者および参加者に関する情報が Google LLC へ送信されます。Google LLC では、送信された情報を分析、統計化し、ウェブサイトのパフォーマンスに関するレポートを主催者に提供します。また、Google LLC では、Google LLC 独自のサービス・プロダクトの改善を目的として当該情報を利用する場合があります。

- ・上記提供者のプライバシーポリシーの URL

「プライバシーポリシー」 <https://policies.google.com/privacy>

「クッキーポリシー」 <https://policies.google.com/technologies/cookies?hl=ja>

(9)主催者のクッキー・ウェブビーコンの利用については、以下よりご確認ください。

<https://corporate.jp.sharp/privacy/cookie.html>

10. 規則・指示等の遵守

- (1) 参加者は、本プログラムが行われる施設（以下「本施設」といいます。）の設備、機械、装置、工具等の利用その他の本施設の利用について、本施設の管理者および主催者の規則・指示等に従わなければなりません。参加者が、故意または過失により本施設内の設備、機械、装置、工具等に損傷を与えた場合、その修理・取替費用等を負担していただく場合があります。

(2) 主催者は、参加者が次のいずれかに該当すると判断した場合、本プログラムへの参加を認めず、随時本プログラム参加の中止・停止措置を行うことができますものとしします。この場合、当該参加者その他の第三者に生じる一切の損害については、主催者および協力企業は負担しないものとしします。なお、当該中止・停止措置の後、主催者による終了通知により当該参加者における本プログラムは終了となります。

- ① 参加応募の内容に虚偽の記載、誤記、または記入漏れがある場合
- ② 主催者の競合であると主催者が判断した場合
- ③ 第12条第1項乃至第3項に違反する場合
- ④ 本規約に違反する場合
- ⑤ 過去に本プログラムへの参加が認められなかった場合、または本プログラムへの参加が拒否されたことがある場合
- ⑥ 主催者が本プログラムの趣旨に鑑み、参加者が社会通念上不適当または公序良俗に反していると客観的に判断できる場合

1 1. 責任

- (1) 主催者および協力企業は、本プログラムおよびこれに基づき提供する情報および物品等について、何らの保証責任、契約不適合責任その他の担保責任または法的責任を負うものではなく、参加者による本プログラムへの参加およびその結果に関して、いかなる責任も負わないものとしします。また、主催者および協力企業は、いかなる場合においても本プログラムに起因または関連して応募者に生じた特別損害、間接損害および逸失利益について、その予見可能性の有無を問わず、損害賠償責任を負わないものとしします。
- (2) 応募者または参加者が、本プログラムの参加に際し、主催者または協力企業に損害を与えた場合、当該応募者または参加者はその損害を賠償するものとしします。また、応募者または参加者が本規約に違反したことにより第三者との間で生じたクレーム・紛争については、当該応募者または参加者と当該第三者との間で処理・解決するものとし、主催者および協力企業に対し、一切迷惑、負担または責任を負わせないこととしします。

1 2. 反社会的勢力の排除

応募者および参加者は、自らが、次の各号に掲げる者（以下「反社会的勢力」と総称します。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとしします。

- i 暴力団
- ii 暴力団員
- iii 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- iv 暴力団準構成員
- v 暴力団関係企業
- vi 総会屋

- vii 社会運動等標ぼうゴロ
- viii 特殊知能暴力集団
- ix その他前各号に準ずる者

- (2) 応募者および参加者は、自らが、本契約の締結日において、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - i 反社会的勢力によって経営を支配されていること
 - ii 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
 - iii 自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していること
 - iv 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていること
 - v 自らの役員または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (3) 応募者および参加者は、自らまたは第三者を利用して、次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - i 暴力的な要求行為
 - ii 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - iii 取引やプログラム運営に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - iv 風説を流布し、偽計または威力を用いて主催者または第三者の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - v その他前各号に準ずる行為
- (4) 主催者は、応募者および/または参加者が虚偽の申告をし、または本条の確約に違反したことが判明した場合には、何ら催告を要することなく直ちに審査、協業や共創その他本プログラムの中止、本プログラムに関連して締結した契約を解除できるものとします。
- (5) 前項に基づき、中止や契約の解除があった時、主催者は応募者および/または参加者に対し、何ら賠償の責を負わないものとし、当該応募者および/または参加者は、主催者に対し損害賠償の請求は出来ないものとします。
- (6) 前項は、主催者が応募者および/または参加者に対し、損害賠償の請求をすることを妨げず、当該応募者および/または参加者による本条の違反により、主催者が損害を被った場合には、当該応募者および/または参加者は主催者に対してこれを賠償する責を負うものとします。

13. 秘密保持

- (1) 秘密情報とは、本プログラムへの応募・参加の過程において、主催者、応募者、参加者および協力企業が他当事者から秘密である旨が明示された書面または電子データにて開

示された情報をいう。ただし、以下の各号のいずれかに該当するものを除く。なお、口頭を含む無形にて開示した情報については、開示の際に秘密である旨の表明があり、開示後 15 日以内に内容を簡明に表す文書とともに秘密情報である旨を通知した場合のみ秘密情報として扱うものとします。

- ① 開示時に、既に公知であった情報
- ② 開示後、自己の責によらずに公知となった情報
- ③ 開示時に、既に自己が所有していた情報
- ④ 開示後、自己が秘密情報を使用することなく独自に開発した情報
- ⑤ 開示後、正当な権原を有する第三者から秘密保持義務を負わず自己が取得した情報

- (2) 主催者、応募者、参加者および協力企業は、他当事者から受領した秘密情報を、当該他当事者の事前の書面承諾を得ることなく、本プログラムへの応募・参加以外の目的のために使用せず、かつ、第三者に開示または漏えいしないものとし、さらに、情報漏えいを防止するための適切な措置を講じるものとします。ただし、自己が選任した弁護士、税理士等の法令上の守秘義務を負う専門家に対しては、秘密情報を必要最小限の範囲で開示することができる。
- (3) 第 1 項にかかわらず、主催者、応募者、参加者または協力企業は、裁判所、行政庁その他の公的機関から秘密情報の開示要求を受けた場合、可能な限り速やかに当該秘密情報を開示した当事者に対してその事実を通知することを条件（かかる通知を事前に行うことが不可能または著しく困難なときは、開示後速やかに通知するものとします。）として、秘密情報を当該開示要求に従った必要最小限の範囲において開示することができます。
- (4) 主催者、応募者、参加者および協力企業は、他当事者から要請されたときは、当該他当事者から受領した秘密情報（複写または複製した物を含みます。）を当該他当事者に返還または再現不能な態様にて破棄または消去するものとします。

14. 専属管轄

本規約に関連して生じた紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

15. 誠実協議

本規約の解釈に関する疑義が生じた場合は、主催者、協力企業、応募者または参加者との間で誠意をもって協議し解決するものとします。

16. 本規約の変更

- (1) 主催者は、主催者所定の方法により応募者および参加者に通知すること(主催者所定のWEBサイトに掲載する方法を含みます。以下次項において同じとします。)により本規約を変更することができるものとします。
- (2) 主催者は、所定の方法により参加者に通知することにより、本プログラムを廃止することができるものとします。この場合、参加者は、かかる廃止に関し、主催者に対し何らの請求も行わないものとします。

以上